

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）

（令和6年度～令和9年度）

第1 広域計画の趣旨

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び京都府後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画である。

第5次の広域計画は、現在の後期高齢者医療制度の運営状況を踏まえて、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び府内全ての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものである。

第2 基本方針

広域連合は、関係市町村との連携の下、被保険者が将来にわたって安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができるよう、保険者として、次の各号に掲げる取組に重点を置き、後期高齢者医療制度の安定した運営に努める。

(1) 健全な財政運営

医療給付費等の適切な財政見通し、財源の最大限の確保等により、財政基盤の安定と財政の健全かつ効率的な運営に努める。

(2) 医療費適正化の推進

診療報酬明細書（レセプト）・療養費支給申請書等の点検の強化、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）の普及促進、医療費等通知の実施等により、適正な医療給付に努める。

(3) 保健事業の推進

保健事業実施計画に基づき、高齢者の特性・課題に応じた保健事業を、関係市町村、関係機関及び医療関係団体等との連携、協力によって推進することにより、被保険者の健康の保持増進に努める。また、保健事業の実施に当たっては、関係市町村と十分に協議を図りながら、委託方式を基本として取り組むものとする。

(4) 個人情報の適正な取扱い

個人情報を適正に取り扱うことにより、制度の円滑な運営と被保険者等の権利又は利益の保護に努める。また、後期高齢者の保健事業を関係市町村へ委託し、必要に応じて医療及び介護に関する情報等を提供する場合は、当該市町村における具体的な情報セキュリティ対策を求める。

(5) 連携強化等

関係機関等との情報共有や連携をより一層深め、保険者機能の向上に努める。

第3 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

1 被保険者資格管理に関すること

(1) 広域連合が行う事務

被保険者資格の取得・喪失の確認、資格確認書等の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の被保険者資格の認定等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

広域連合に対する申請及び届出の受付、資格確認書等の引き渡しその他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

2 医療給付に関すること

(1) 広域連合が行う事務

療養の給付、療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・葬祭費等の支給等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・葬祭費等の支給申請の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

3 保険料の賦課及び徴収に関すること

(1) 広域連合が行う事務

保険料率の決定、保険料の賦課等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

保険料の徴収、保険料の滞納処分、広域連合への保険料の納付等の事務、保険料に関する申請等被保険者の便益に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

4 保健事業に関すること

(1) 広域連合が行う事務

被保険者の健康の保持増進に必要な事業の計画策定、実施（関係市町村への委託事業等を除く）及び評価、関係市町村・関係機関・医療関係団体等との連携、実施支援のための情報提供、事業の委託等に必要な財源の確保等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

広域連合から受託した保健事業と介護予防等の一体的な実施（地域の健康課題の把握、基本的な方針・事業計画の策定、医療専門職の配置、庁内各部局間の連携・連絡体制の整備、被保険者に係る情報提供の依頼等を含む）及び広域連合・関係機関・医療関係団体との連携等の事務

5 その他の事項に関すること

(1) 広域連合が行う事務

被保険者への周知・啓発、標準システムの保守・運用・管理、関係機関・関係団体等との連携等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

被保険者への周知・啓発、標準システムの管理・利用等の事務

第4 期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。